

後見人等報酬の助成申請をされる方へ (本人死亡の場合)

成年後見制度を利用していた方で、*成年後見人等又は*成年後見監督人等への報酬を支払うことが経済的な事情により困難な方に対して、報酬の全部又は一部の助成を行います。

*成年後見人等=成年後見人、保佐人、補助人

*成年後見監督人等=成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

1. 助成の申請ができる方・・・亡くなった方の成年後見人等 または成年後見監督人等

2. 助成金額

家庭裁判所が審判により決定した報酬額のうち、助成上限額の範囲内の額となります。

※本人死亡時の遺留財産（現金及び預貯金）を差し引いて足りない部分が対象となります。
(不足する額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします)

助成上限額…亡くなられた月においては、上限額を日割りで計算した額を月の上限額とし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

在宅

上限 月額 28,000円

施設

上限 月額 18,000円

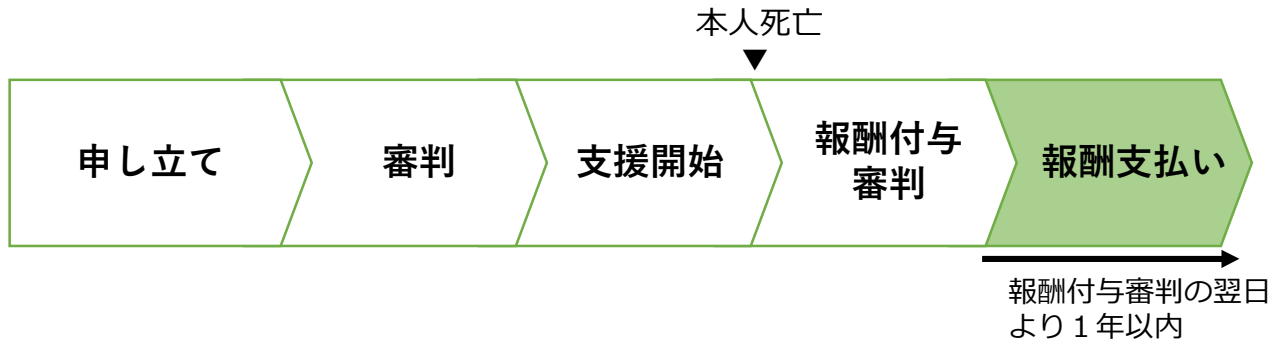
算出例) 家庭裁判所が決定した報酬額400,000円、遺留財産100,000円、
助成上限額44,709円の場合(対象期間5月1日～7月15日(施設入所))

(報酬額) 400,000円－(遺留財産) 100,000円＝(不足額) 300,000円と助成上限額
44,709円を比較し少ない額
→44,709円が助成額となります。

3. 申請から助成まで

●申請期限

家庭裁判所の報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して1年以内です。



4. 申請に必要な書類

- ・真庭市成年後見人等の報酬助成申請書
- ・添付書類
 - ①報酬付与の審判の決定通知書の写し
 - ②報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し
 - ③報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した資産状況のわかるもの
 - ④報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した収支状況の分かるもの
 - ⑤代理人または後見人等であることを証明する書類または登記事項証明書
(※代理人または後見人等が申請する場合)

5. 申請書提出先・お問い合わせ先

まにわ権利擁護ステーション（高齢者支援課）

〒719-3292

真庭市久世2927-2

TEL: 0867-42-1666

FAX: 0867-42-1390

